

等級及び職制上の段階ごとの職員数

平成31年4月1日現在

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	事務員、書記の職務	139	24.0	事務員 書記 技術員 技手 保健師 栄養士 保育士 児童指導員	23 57 8 3 6 1 37 4	198	34.2	係員級
2級	主事の職務	59	10.2	主事 技師 保育士 児童指導員	40 11 5 3			
3級	係長、主査の職務	71	12.2	主査 係長 主任保育士 主任児童指導員 看護師	34 29 3 4 1	71	12.2	係長級
4級	主任主査の職務	113	19.5	主任主査 主任保育士 養護職員 看護師	104 5 1 3	249	42.9	課長補佐級
5級	課長補佐の職務	136	23.4	課長補佐 西部支所長 洞戸診療所事務長 板取診療所事務長 保育園長 主任保育士 主任児童指導員	117 1 1 1 10 4 2			
6級	課長、主幹の職務	52	9.0	課長 議会事務局次長 洞戸事務所長 板取事務所長 武芸川事務所長 武儀事務所長 上之保事務所長 関商工高等学校事務長 主幹 児童発達支援センター所長 清掃事務所長 学校給食センター事務長 まなびセンター所長 中池公園事務所長 監査委員事務局長	30 1 1 1 1 1 1 1 9 1 1 1 1 1 1	52	9.0	課長級
7級	部長の職務	10	1.7	市長公室長 部長 会計管理者 教育委員会事務局長 議会事務局長	1 6 1 1 1	10	1.7	部長級
合計		580	100.0					

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	土木工手、水道工手、技能手、 運転手、寮母、調理員、用務員、 清掃員等(以下これらを「技能労 務職員」という。)の職務	17	36.2	水道工手 運転手 調理員 用務員 校務員	8 3 2 1 3			
2級	土木技手、水道技手、営繕技 手、運転技手及び相当の技能又 は経験を必要とする技能労務職 員の職務	13	27.7	水道技手 運転技手 用務員 校務員	6 4 1 2			
3級	主任土木技手、主任水道技手、 主任営繕技手、主任運転技手及 び高度な技能又は経験を必要と する技能労務職員の職務	16	34.0	主任水道技手 主任運転技手 調理員 用務員 校務員	4 6 1 1 4			
4級	特に高度な技能又は経験を必要 とする主任土木技手、主任水道 技手、主任営繕技手、主任運転 技手及びその他の技能労務職 員の職務	1	2.1	主任水道技手	1			
合計		47	100.0					

教育職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の実習教諭、実習助手 の職務	6	9.1	実習教諭 実習助手	1 5			
2級	高等学校の教諭の職務	57	86.4	教諭	57			
3級	高等学校の副校長、教頭の職務	2	3.0	副校長 教頭	1 1			
4級	高等学校の校長の職務	1	1.5	校長	1			
合計		66	100.0					

医療職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療業務を行う職務	0	0.0		0			
2級	高度の知識経験を必要とする医 療業務を行う職務	0	0.0		0			
3級	相当高度の知識経験を必要とす る医療業務を行う職務	1	100.0	歯科医師	1			
4級	極めて高度の知識経験を必要と する医療業務を行う職務	0	0.0		0			
5級	診療所長の職務	0	0.0		0			

1 100.0